

# 大阪府立渋谷高校 PTA 規約

## 第 1 章 総 則

- 第1条 本会は大阪府立渋谷高等学校PTAと称し、事務所を大阪府立渋谷高等学校内に置く。
- 第2条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び本校の教職員とする。
- 第3条 本会は、PTA会員相互の福祉増進をはかり、本校教育の推進とその健全な発展に資することを目的とする。
- 第4条 本会はその目的達成のため、次の事項を推進する。
1. 高等学校教育について理解を深め、その充実発展に協力する。
  2. 家庭教育の振興に努力する。
  3. 教育の社会的環境浄化につとめる。
  4. 会員相互の親睦をはかる。
  5. 緊急を要する案件がある場合は、役員会で決定し総会で承認を得る。
  6. その他目的達成に必要な事項。

## 第 2 章 役員及び機関

- 第5条 本会には次の役員をおき、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- |     |    |     |      |    |       |       |
|-----|----|-----|------|----|-------|-------|
| 会 長 | 1名 | 保護者 | 会 計  | 2名 | 保護者1名 | 教職員1名 |
| 副会長 | 2名 | 保護者 | 会計監査 | 2名 | 保護者   |       |
| 書 記 | 1名 | 教職員 |      |    |       |       |

- 第6条 役員の仕事は次のとおりとする。
1. 会長は本会を代表し、会務を統轄する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
  3. 書記は議事を記録し、庶務を処理する。
  4. 会計は本会の会計事務を処理する。
  5. 会計監査は会計を監査する。

- 第7条 本会の機関は次のとおりとする。
1. 総 会
    - (1) 総会は本会の最高議決機関であり、会員の5分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、その議決は出席人数の過半数による。(他の機関もこれに準ずる)
    - (2) 会長及び会員の4分の1以上の要請、又は実行委員会が必要と認めるとき、会長は臨時総会を招集し開催しなければならない。
    - (3) 定期総会は毎年原則として5月に行う。
    - (4) 下記の事項は総会の議決を必要とする。
      - ア. 事業計画と前年度行事報告
      - イ. 予算及び決算
      - ウ. 規約改正
      - エ. その他の重要事項
  2. 運営委員会
    - (1) 運営委員会は本会の執行機関であり、総会の議決及び、緊急事項を執行する。

- (2) 運営委員会は、役員、クラスから各1名選ばれた学級委員及び校長、教頭、事務長で構成され、会長がこれを召集し必要に応じて随時開催する。

第8条 役員の選出は次のとおりとする。

1. 役員の候補者を選出するため、指名委員会を設ける。
2. 指名委員会の構成は、次のとおりとする。
  - (1) 学年代表 各1名 各学年学級委員の互選による。
  - (2) 教職員代表 2名 教職員の互選による。
  - (3) 役員代表 3名 役員の互選による。指名委員会は、委員長1名を互選する。
3. 指名委員会は、役員候補者を指名し、その内諾を得て総会1週間前までに、侯者名簿を会員に通知する。
4. 会員の中で役員に立候補する者は、総会の3日前までにその名前及び役名を書面で指名委員会に届けなければならない。
5. 総会における役員選出事務は指名委員会が行い、総会が終われば解散する。

第9条 本会の目的を達成するために、必要に応じて、次の会議への参加を募ることができる。

1. 学年会議  
学年会議は、学年の教育の向上と充実に協力するため、各クラスから選ばれた学級委員と担任団等で、学年ごとに構成する。
2. 部門会議  
運営委員会の希望者から、次の部門会議を募り活動する。
  - ア. 企画・・・種々の行事を企画する。
  - イ. 生徒指導・・・生徒の校外指導に協力し、会員の生徒指導面の啓発に当たる。
  - ウ. 進路・・・生徒の進路指導に協力し、会員の進路に関する啓蒙を計る。
  - エ. 保健安全・・・学校の保健安全関係の事業に協力する。
  - オ. 広報・・・会報を発行してPTA活動を会員に知らせ、会員の認識を高めると共に、保護者と教職員の連携を密にする。

### 第 3 章 会 計

- 第 10 条 本会の経費は、会費、事業収入及び寄付金をもって支弁する。  
会費は年額 4,000 円とし、納付の方法は別に定める。  
本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第 4 章 顧 問

- 第 11 条 1. 会長が必要と認めた当該年度において、本会に顧問を設置することができる。  
2. 顧問の設置は会長からの提案により総会の議決を経て決定する。  
3. 顧問は直近の元会長から校長が委嘱し、年度末にその任を終了する。

### 第 5 章 規約改正

- 第 12 条 本規約は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付 則 本規約について疑義を生じたときは、運営委員会の解釈に従う。